

一般型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 「聖園老人ホーム」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善き牧者会が開設する聖園老人ホーム(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 (介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 聖園老人ホーム
- ② 所在地 鹿児島県阿久根市西目 5820 番地
- ③ 特定施設の類型 一般型

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

生活相談員 1人以上(常勤換算1、常勤兼務)

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

看護職員 2人以上(常勤換算2 兼務)

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員11名以上(兼務、非常勤職員含む常勤換算値として、なお介護職員の合計数は、常勤換算で、要支援1の者10人に対し1以上、要支援2以上の者3人に対し1以上とする。また看護職員もこの換算値に加算できる。)

介護職員は、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話をを行うものとするが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名(非常勤兼務)

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

計画作成担当者 1名以上 (常勤兼務)

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

- 2 従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。なお従事する職員の数は、特定施設入居者生活介護の人員配置基準に基づいて、利用者数の増減にて変更されるものとする。

(入所定員及び居室数)

第5条 入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 定員は60名とする。
- ② 居室は60室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- (1) 特定施設サービス計画の作成
- (2) 入浴(週2回)、排泄、食事等の介護
- (3) その他の日常生活上の支援・世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理

(6) 相談及び援助

(7) 利用者の家族及び地域との連携

- 2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別途徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(特定施設サービスの取扱い方針)

第7条 事業者は、要介護状態及び要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、または向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援を行わなければならない。

- 2 特定施設サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行わなければならない。
- 3 事業者は、特定施設サービスを提供するに当たって、その特定施設等サービス計画書に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行わなければならない。
- 4 事業者は、特定施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 特定施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業者は、自らその提供する特定施設サービスの質の評価を行い、特定施設等サービス計画書及び特定施設サービスの内容の評価を常に見直すことで改善を図らなければならない。
- 7 特定施設等サービス計画書の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現在抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、入居者またはその家族の希望等を従業者と協議の上サービス原案を作成し、入居者またはその家族に対して説明し同意を得なければならない。
- 8 事業者は常に入居者との連携を図るとともに、入居者のその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室(静養室等)に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続)

第9条 利用者から居室の変更希望の申出があった場合には、居室の空き状況によりその可否を決定する。

2 利用者の心身の状況等により居室を変更する必要があると思われる場合には、利用者及びその家族と協議のうえ決定する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

4 利用者は、この運営規程の定めるところにより、職員の指導、調査に従わなければならない。

5 入居者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、施設長又は責任者の承認を得なければならない。

6 入居者は、以下の事項を守らなければならない。

- ① 事業所内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- ② 事業所内に危険物を持ち込んで서는ならない。
- ③ けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑤ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑥故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第11条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

2 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態及び要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

3 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。また風水害、地震等の災害に対処するための計画、訓練等も実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務
- 五 地震訓練の実施（年1回以上）および防災対応マニュアルの内容確認、徹底
- 六 事業所は、同条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密保持等)

第14条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第19条 事業所は、職員、会計、及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する一般型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1)特定施設サービス計画

(2)受託居宅サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3)受託居宅サービスに係る業務の実施状況の定期的な確認とその結果等の記録

(4)市町村への通知に係る記録

(5)苦情の内容等の記録

(6)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7)提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8)身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(会計の区分)

第20条 事業所は、一般型特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(衛生管理等)

第21条 施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第23条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後1週間以内

継続研修 施設内研修として実施、その他外部研修等の計画など

- 2 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 3 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホーム管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日に遡り、一部修正され施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日より、一部修正され施行する。

この規程は、令和3年4月 1 日より、一部修正され施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 6 日より、一部修正され施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 13 日より、一部修正され施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 17 日より、一部修正され施行する。